

# 市民委員会資料

## 1 平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

(8) 議案第29号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(10) 議案第42号 港湾施設の指定管理者の指定について

資料1 川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料2 議案第42号参考資料（施設、団体の概要等）

港 湾 局

(平成28年2月12日)

## 川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前							
○川崎市港湾振興会館条例 平成3年12月25日条例第34号 (略) 別表第2(第8条、第9条、第12条—第14条関係) 1 会議室及び研修室利用料						○川崎市港湾振興会館条例 平成3年12月25日条例第34号 (略) 別表第2(第8条、第9条、第12条—第14条関係) 1 会議室及び研修室利用料							
種別		金額				種別		金額					
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日		
		9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時			9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時		
会議室	第1会議室	16,800円	26,600円	26,600円	70,000円	会議室	第1会議室	16,800円	26,600円	26,600円	70,000円		
	第2会議室	800円	1,200円	1,200円	3,200円		第2会議室	800円	1,200円	1,200円	3,200円		
	第3会議室	800円	1,200円	1,200円	3,200円		第3会議室	800円	1,200円	1,200円	3,200円		
	第4会議室	800円	1,200円	1,200円	3,200円		第4会議室	800円	1,200円	1,200円	3,200円		
	第5会議室	3,400円	5,300円	5,300円	14,000円		第5会議室	3,400円	5,300円	5,300円	14,000円		
	第6会議室	3,400円	5,300円	5,300円	14,000円		第6会議室	3,400円	5,300円	5,300円	14,000円		
	第7会議室	4,600円	7,200円	7,200円	19,000円		第7会議室	4,600円	7,200円	7,200円	19,000円		
	和室	1,200円	1,800円	1,800円	4,800円		和室	1,200円	1,800円	1,800円	4,800円		
研修室	区画しない場合	3,000円	5,000円	5,000円	13,000円	研修室	区画しない場合	3,000円	5,000円	5,000円	13,000円		
	区画する場合	第1研修室	1,500円	2,500円	2,500円		6,500円	区画する場合	第1研修室	1,500円	2,500円	2,500円	6,500円
		第2研修室	1,500円	2,500円	2,500円		6,500円		第2研修室	1,500円	2,500円	2,500円	6,500円
備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。						備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。							

改正後

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利用料は、無料とする。

2 体育室利用料

(1) 専用利用

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	0時30分～4時30分	5時～9時	9時～9時
営利を目的としな い場合	アマチュアスポーツに利用する場合	3,000円	4,500円	7,500円	15,000円
	その他の利用の場合	6,000円	9,000円	15,000円	30,000円
	対価の支払を受けないで催しを行う場合	12,000円	18,000円	30,000円	60,000円

改正前

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利用料は、無料とする。

2 体育室利用料

(1) 専用利用

区分		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	0時30分～4時30分	5時～9時	9時～9時
営利を目的としな い場合	アマチュアスポーツに利用する場合	3,000円	4,500円	7,500円	15,000円
	その他の利用の場合	6,000円	9,000円	15,000円	30,000円
	対価の支払を受けないで催しを行う場合	12,000円	18,000円	30,000円	60,000円

改正後					改正前				
		合					合		
営利を目的とする場合	30,000円	45,000円	75,000円	150,000円	営利を目的とする場合	30,000円	45,000円	75,000円	150,000円
備考					備考				
<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利用料は、無料とする。</p>					<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の利用料は、無料とする。</p>				
(2) 個人利用					(2) 個人利用				
区分		金額			区分		金額		
		昼間	夜間				昼間	夜間	
		9時～4時	5時～9時				9時～4時	5時～9時	
15歳以上の者（中学生を除く。）		200円	200円		15歳以上の者（中学生を除く。）		200円	200円	
15歳未満の者（学齢に達しない者を除く。）及び15歳以上の中学生		100円	100円		15歳未満の者（学齢に達しない者を除く。）及び15歳以上の中学生		100円	100円	
備考 中学生とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。					備考 中学生とは、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。				
3 展望室入場料					3 展望室入場料				
区分		金額			区分		金額		
		個人	団体（30人以上をいう。）				個人	団体（30人以上をいう。）	
15歳以上の者（中学生を除く。）		300円	1人につき	270円	15歳以上の者（中学生を除く。）		300円	1人につき	270円

改正後			改正前		
15歳未満の者（学齢に達しない者を除く。）及び15歳以上の中学生	150円	1人につき 130円	15歳未満の者（学齢に達しない者を除く。）及び15歳以上の中学生	150円	1人につき 130円
備考 中学生とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。			備考 中学生とは、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。		
4 テニスコート及び照明施設利用料			4 テニスコート及び照明施設利用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
テニスコート	1面1回（1時間以内）	600円	テニスコート	1面1回（1時間以内）	600円
テニスコート照明施設	1面1回（1時間以内）	800円	テニスコート照明施設	1面1回（1時間以内）	800円
5 ビーチバレー場及び照明施設利用料			5 ビーチバレー場及び照明施設利用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
ビーチバレー場	1面1回（1時間以内）	600円	ビーチバレー場	1面1回（1時間以内）	600円
ビーチバレー場照明施設	1面1回（1時間以内）	800円	ビーチバレー場照明施設	1面1回（1時間以内）	800円
備考			備考		
1 入場料を徴収する場合の利用料の額は、規定利用料の4倍に相当する額とする。			1 入場料を徴収する場合の利用料の額は、規定利用料の4倍に相当する額とする。		
2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時から午前9時までの時間に限る。）に利用するときの利用料の額は、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の2割増相当額とする。			2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時から午前9時までの時間に限る。）に利用するときの利用料の額は、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の2割増相当額とする。		
3 前2項の規定は、ビーチバレー場照明施設には適用しない。			3 前2項の規定は、ビーチバレー場照明施設には適用しない。		
6 駐車場利用料			6 駐車場利用料		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
普通自動車駐車料	1日1台1回	1時間以上3時間未満	普通自動車駐車料	1日1台1回	1時間以上3時間未満
		3時間以上5時間未満			3時間以上5時間未満
		5時間以上			5時間以上
		200円			200円
		400円			400円
		600円			600円

改正後				改正前			
大型自動車駐車料	1日1台1回	1時間以上3時間未満	400円	大型自動車駐車料	1日1台1回	1時間以上3時間未満	400円
		3時間以上5時間未満	800円			3時間以上5時間未満	800円
		5時間以上	1,200円			5時間以上	1,200円
回数駐車料	3,400円に相当する利用分		3,000円	回数駐車料	3,400円に相当する利用分		3,000円
	6,000円に相当する利用分		5,000円		6,000円に相当する利用分		5,000円
定期駐車料	1月1台（普通自動車に限る。）		5,000円	定期駐車料	1月1台（普通自動車に限る。）		5,000円
備考				備考			
1 普通自動車及び大型自動車とは、川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）別表第2備考第1項に定めるところによる。				1 普通自動車及び大型自動車とは、川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）別表第2備考第1項に定めるところによる。			
2 1時間未満の駐車場の利用料は、無料とする。 (別表第3省略)				2 1時間未満の駐車場の利用料は、無料とする。 (別表第3省略)			

## 1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	港湾施設（川崎港コンテナターミナル）
(2) 所在地	川崎市川崎区東扇島92番地
(3) 設置条例	川崎市港湾施設条例
(4) 設置目的	川崎港で取り扱うコンテナ貨物の荷役及び保管
(5) 施設の事業内容	①荷さばき地、管理棟事務所、事務所附帯施設、駐車施設、荷役機械及び電気施設等のコンテナターミナル内各施設の利用許可に関する業務 ②管理棟事務所等の保守管理、コンテナターミナル内各施設の軽易工事に関する業務 ③コンテナターミナル内各施設の利用許可に係る料金徴収業務 ④その他の業務
(6) 現在の管理者	指定管理者（川崎臨港倉庫埠頭株式会社）
(7) 現在の管理運営費	※平成26年度から平成27年度までの2年間の指定管理料の平均年額：59,141千円

## 2 指定管理者となる団体の概要

名 称	横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体
所 在 地	川崎市川崎区千鳥町7番1号

## (1) 代表者

名 称	横浜川崎国際港湾株式会社
代 表 者	代表取締役社長 諸岡 正道
所 在 地	横浜市中区山下町2番地
設立年月日	平成28年1月12日
資 本 の 額	4億5千万円
従 業 員 数	21人
設 立 目 的	次の事業を営むことを目的とする。 (1) コンテナターミナル施設及び関連施設の建設、賃貸、管理及び運営 (2) 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営 (3) 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施 (4) 各種イベント、展示会の企画及び開催 (5) 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査・研究等 (6) 物流施設、事務所、会議室等の施設の賃貸及び管理運営 (7) 環境にやさしいみなとづくりのための自然環境の保全及び改善に関する事業 (8) 駐車場施設の建設、賃貸、管理及び運営 (9) 前各号に附帯又は関連する一切の事業
決 算	—
備 考	平成28年1月14日付けで国土交通大臣に対し港湾運営会社の指定申請を行った。運営計画の審査を経た後、港湾運営会社に指定される。（3月上旬見込み）

(2) 構成員

名 称	川崎臨港倉庫埠頭株式会社	
代 表 者	代表取締役会長 永野 幸三	
所 在 地	川崎市川崎区千鳥町7番1号	
設立年月日	昭和35年8月16日	
資 本 の 額	1億円	
従 業 員 数	12人	
設 立 目 的	<p>次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 倉庫業</p> <p>(2) 倉庫、建物及び土地、その他施設の賃貸業</p> <p>(3) コンテナ埠頭施設及びコンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理及び運営</p> <p>(4) 港湾施設の強化及び振興に寄与する為の調査・研究</p> <p>(5) 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施</p> <p>(6) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に係る業務</p> <p>(7) 前記各号の事業に附帯、又は関連する事業</p>	
事業概要 (平成26年度)	<p>川崎臨港倉庫埠頭株式会社が管理・運営する貨物保管施設は、千鳥町市営埠頭及び東扇島に立地し、川崎港を利用する海運貨物の倉庫需要に対応するなど、川崎港の利便性の向上に寄与している。</p> <p>首都高速湾岸線利用による首都圏への集配にも迅速に対応できる地理的条件を有しており、顧客のニーズは高い。</p> <p>川崎港の利便性の向上に寄与する諸事業を通じ、川崎港の物流機能強化に貢献している。</p> <p>平成26年4月1日から、当該施設の指定管理者として事業運営を行っており、本市や施設利用者など関係者と連携・協力を図りながら、円滑・効率的なターミナル運営に取り組んでいる。</p>	
決 算 (平成26年度)	売上高	693,225,149円-----①
	売上原価	219,615,904円-----②
	売上総利益金額(①-②)	473,609,245円-----③
	販売費及び一般管理費	353,857,237円-----④
	営業利益金額(③-④)	119,752,008円-----⑤
	営業外収益	7,809,962円-----⑥
	営業外費用	11,415,079円-----⑦
	経常利益金額(⑤+⑥-⑦)	116,146,891円-----⑧
	特別利益	-円-----⑨
	特別損失	117,699円-----⑩
	税引前当期純利益金額(⑧+⑨-⑩)	116,029,192円-----⑪
	法人税、住民税及び事業税	42,488,620円-----⑫
	法人税等調整額	-円-----⑬
	当期純利益金額(⑪-⑫-⑬)	73,540,572円

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

## 5 事業計画

項 目	事 業 内 容
施設の利用許可に関すること	施設の利用許可、施設利用者との調整等
建物の保守管理等に関すること	建物の保守管理、軽易工事等
料金徴収に関すること	納付書の作成及び送付、使用料の算出等
その他の業務	安全管理に関する業務、物品の管理、港湾情報システムの利用、自動販売機の設置等

## 6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	合計
収 入	64,022	65,625	64,022	65,562	64,123	323,354
指定管理料	64,022	65,625	64,022	65,562	64,123	323,354
利用料金	—	—	—	—	—	—
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支 出	64,022	65,625	64,022	65,562	64,123	323,354

## 別紙

### 川崎港コンテナターミナルの指定管理予定者の選定結果について

#### 1 応募状況

応募団体 1 団体（横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体）

#### 2 指定管理者選定評価委員

【委員長】 渡邊 豊（東京海洋大学海洋工学部教授）

【公認会計士】 小林 篤史（有限責任あずさ監査法人パートナー）

【委員】 鷺津 明由（早稲田大学社会科学総合学術員教授）

【委員】 五嶋 竹美（川崎区PTA協議会顧問）

【委員】 廣岡 茂（関東海事広報協会 常務理事・事務局長）

#### 3 選定理由

- (1) 広域からの貨物集約が期待される横浜川崎国際港湾株式会社と、川崎港コンテナターミナルの運営実績をもつ川崎臨港倉庫埠頭株式会社が、それぞれが有する経験やノウハウを十分に発揮し、川崎港の特徴を活かした取組を展開するなど、更なる川崎港の利便性拡大へ向けた方針を提案されている点を評価した。
- (2) 当該施設の効果的な管理運営にあたって、利用者との定例的な会議を開催し、意見要望等の把握に努めるとともに、その内容を分析し業務改善に活かすなど、利用者の意見を反映する体制が整っている点を評価した。
- (3) 災害が発生した際には、市や関係機関と連携し応急復旧活動に取り組むこと、また、災害時の対応マニュアルを整備し、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えることなどが示された点を評価した。
- (4) 川崎臨港倉庫埠頭株式会社は、経営状況等が安定していることに加え、倉庫業で培ってきた施設運営のノウハウや実績を活用し効率的かつ効果的なターミナル運営を行い、平成26年度、平成27年度においてコンテナ貨物量が2年連続で前年度比30パーセント以上増加（見込み）させたことを高く評価した。
- (5) コンプライアンスや個人情報保護等の諸規定が整備され、また、ターミナル運営に係る関係法令等の知識の習得に向けた職員研修を実施するなど、法令遵守に対する積極的

な姿勢が示された点を評価した。

#### 4 審査結果（※基準点120点以上）

選定基準	配点	指定管理 予 定 者
① 事業計画に関して事業目的の達成とサービス向上への取組について	75点	55.8点
② 事業計画に関して事業の安定性・継続性の確保への取組について	30点	23.0点
③ 事業経営計画と管理経費縮減等への取組について	30点	22.8点
④ 申請者についての評価	40点	31.2点
⑤ 申請者の取組に関する事項	25点	17.6点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)		
合 計	200点	150.4点

#### 5 提案額

323,354千円（指定期間総額）